

# 研究紀要

## 第37号

子持勾玉の集成と整理  
—集成表編—

渡邊理伊知

石帯の流転  
—多数の石製腰帯具が出土した二つの遺跡—

田中 広明

関東地方の常滑焼大甕  
—考古資料からみた中世の内陸水運—

村山 卓

19世紀以降の鞆羽口

魚水 環

2023

公益財団法人 埼玉県埋蔵文化財調査事業団

# 目次

序

子持勾玉の集成と整理

—集成表編— ..... 渡邊理伊知 (1)

石帯の流転

—多数の石製腰帯具が出土した二つの遺跡— ..... 田中 広明 (49)

関東地方の常滑焼大甕

—考古資料からみた中世の内陸水運— ..... 村山 卓 (73)

19世紀以降の<sup>ふいごはぐち</sup>鞆羽口 ..... 魚水 環(107)

## 石帯の流転

### —多数の石製腰帯具が出土した二つの遺跡—

田中 広明

**要旨** 古代日本の官人は、大陸の律令衣服制にならい、腰に金属や石の飾りがついた革帯（腰帯）を締めていた。この石製腰帯具が、岡山県倉敷市酒津山と東京都府中市武蔵国府関連遺跡から大量に出土した。前者は数本の帯が古墳から出土したと推定され、後者は、修理工房に集積された遺物と推定された。

この二つの推定を検証し、腰帯の生産から腰帯具の回収までの過程を明らかにすることが本稿の目的である。そのために①二つの石帯は、何本の革帯についた腰帯具か。②地方で石帯は作られたのか。③腰帯具の個数と配列は復元できるのか。④竪穴住居跡から出土する一、二個の事例とどのようにかかわるのか。四つの課題を設定し検討した。

その結果、①二つの石帯は、多種多様な革帯に装着されていたこと。②腰帯の生産は官人が集住する都城で行われたこと。③腰帯具は4個型配列を基準に配列されていたこと。④二つの石帯は、腰帯から外され回収された物品であり、官人の手を離れた腰帯具は、民間で回収されたことが明らかとなった。

腰帯は、生産者（「腰帯造り」）から官人へ、そして腰帯具の回収という経過をたどり、都で再生したり、竪穴住居に住む人が腰帯具のみを手に入れたりした。この流れのうち二つの資料群は、官人の手を離れ、回収し集積した状態と考えた。

腰帯という特殊な手工業製品は、官人という社会集団と民衆をつなぐ媒体である。また、生産から回収、再生といった「流転」は、生産者、消費者の行動をさぐる格好の研究素材である。このことを改めて認識できた。

### はじめに

アジア・太平洋戦争の終わりころ、岡山県倉敷市の北郊、酒津山から30個にのぼる石製腰帯具（石帯）が出土した。その後、倉敷考古館の開館にあたり寄贈され、いまま同考古館に収蔵されている。この石製腰帯具は、脇本裕氏によって『倉敷考古館研究集報』に詳細が報告（脇本1981）され、色調や形状などから数組の革帯を飾ったと推定されている。

いっぽう、平成3年、東京都府中市遺跡調査会が、武蔵国府関連遺跡の発掘調査を行ったところ、M34—SI57とされた竪穴住居跡から38個

の石製腰帯具がまとまって出土した。石製腰帯具の出土状態や台石などからこの竪穴住居跡について荒井健治氏は、武蔵国府に営まれた石帯の修理工房と推定された（荒井1999）。

この二例の共通点は、①バックルに当たる腰帯の鉸具を伴わないこと、②石材は多種類であること、③裏金は無いが、銅線が潜り穴に残ること、④半製品や石屑、砥石などを伴わないことなどである。

さて、筆者は幸運にもこの二つの石帯を熟覧する機会に恵まれ、いくつかの疑問が浮かんだ。（1）この石製腰帯具は、いったいいくつの帯に付いて

第1表 岡山県倉敷市酒津山出土石製腰帯具一覧

番号	種類	寸法 (cm)			石材	色	黒色結晶	類型	備考	観察所見
		縦	横	厚						
1	鉈尾	3.7	2.8	0.7	頁岩状	暗緑色		①		丸柄(山形)。粘板岩。
2	鉈尾	3.8	2.45	0.5	大理石状	灰色	○	③		丸柄(山形)。凝灰岩。
3	丸柄	2.3	3.45	0.6	頁岩状	黒灰色		⑤		粘板岩。
4	丸柄	2.4	3.4	0.7	大理石状	灰色	○	④		凝灰岩。
5	丸柄	2.85	3.35	0.55	大理石状	暗緑黒灰色		⑦		蛇紋岩。
6	丸柄	2.95	3.4	0.6	大理石状	淡青緑灰色		⑦		蛇紋岩。
7	端方	3.8	4.2	0.6	大理石状	緑灰色		⑧		下半部欠失・ もともと光沢あり
8	端方	3.45	3.8	0.6	大理石状	淡緑灰色		⑧		垂孔(小孔)。凝灰岩。
9	端方	3.45	3.8	0.65	大理石状	淡緑灰色		⑧		垂孔(小孔)。凝灰岩。
10	端方	3.2	3.6	0.5~0.55	大理石状	淡緑灰白色		⑨		やや風化 垂孔(小孔)。凝灰岩。
11	端方	3.2	3.4	0.5	大理石状	灰色	○	⑩		やや風化 垂孔(小孔)。凝灰岩。
12	端方	3.9	4	0.7	頁岩状	黒灰色		②		粘板岩。
13	端方	3.95	4.1	0.7	頁岩状	黒灰色		②		粘板岩。
14	端方	3.85	3.97	0.65	大理石状	淡緑灰色		⑩		凝灰岩。
15	端方	3.7	3.8	0.7~0.75	大理石状	灰(淡茶)色	○	⑫		やや風化 凝灰岩。
16	端方	3.75	3.8~3.9	0.7	大理石状	灰(淡茶)色	○	⑫		風化 凝灰岩。
17	端方	3.6~3.7	3.8~3.85	0.6~0.7	大理石状	灰(淡茶)色	○	⑫		風化 凝灰岩。
18	端方	3.8	3.9	0.5~0.55	大理石状	灰(淡茶)色	○	⑫		風化 凝灰岩。
19	端方	3.6	3.95~4.0	0.6	大理石状	灰(淡茶)色	○	⑫		風化 凝灰岩。
20	端方	3.75	3.9	0.55	大理石状	灰(淡茶)色	○	⑫		風化 凝灰岩。
21	端方	3.7	3.9	0.6~0.7	大理石状	灰(淡茶)色	○	⑫		風化 凝灰岩。
22	端方	3.7	3.8	0.55	大理石状	灰(淡茶)色	○	⑫		風化 凝灰岩。
23	端方	3.65	3.85	0.55	大理石状	灰(淡茶)色	○	⑫		風化 凝灰岩。
24	端方	3.6	3.7	0.5~0.6	大理石状	灰(淡茶)色	○	⑫		風化 凝灰岩。
25	端方	3.55	3.75	0.5	大理石状	灰(淡茶)色	○	⑫		風化 凝灰岩。
26	端方	3.65	3.7	0.6	大理石状	灰(淡茶)色	○	⑫		風化 凝灰岩。
27	端方	3.6	3.75~3.8	0.5	大理石状	灰(淡茶)色	○	⑫		風化 凝灰岩。
28	端方	3.5	3.6	0.65~0.7	頁岩状	黒灰色		③		粘板岩。
29	端方	3.25	3.65	0.6~0.7	頁岩状	黒灰色		④		粘板岩。
30	端方カ	-	-	0.6	頁岩状	黒灰色		④		断片 粘板岩。

※7~11 長方形孔(垂孔)あり、12~29(垂孔)なし。『倉敷考古館研究集報』第16号掲載の一覧表に加工。

いたのだろう。(2)石帯が補修できるのであれば、石帯は地方でも作られたのではないか。(3)一揃いの事例と個数や組み合わせなど合致するのか。(4)竪穴住居跡から出土する一、二個の例とは、どのようにかかわるのかなどである。

そこで疑問を解決するために、(1)石帯腰帯具の詳細な観察による分類を行い、その組み合わせによって、同一の革帯に装着されていたことを明らかにする。また、(2)腰帯の生産工房である平安京左京八条三坊七町や左京六条三坊八町、あるいは『今昔物語集』に登場する「帯造り」などの検討を行い、都以外の生産が難しいことを明らかにする。

さらに、(3)正倉院御物と唐倉、中国の出土品との比較を行い、腰帯具の個数や配列を推定し、二つの資料群の復元を行う。そして、(4)古墳や古墓など同一革帯に装着した事例との比較を行い、竪穴住居跡から出土する腰帯具の意義について明らかにする。

腰帯が、官人の衣服を離れ、竪穴住居に住む人の手に渡る。二つの特殊な出土事例から、その「石帯の流転」について考えてみたい。

## 1 観察と分類

二つの遺跡の資料群が、何本(組)の腰帯に付けられていたのだろうか。

詳細な分類(註1)を行い解決に導きたい。その分類は、土器の破片を接合し、復元する分類と共通する。それは、腰帯具が金属製でも石製でも、(ア)同じ腰帯の腰帯具(鈎具)は、材質、色、斑文、大きさ、厚さなどが共通する。また、帯革に隠れる表金具の裏側も、(イ)潜り穴の配置、位置や個数などが共通する(註2)。このことを指標(目印、基準)として分類を行いたい。

つまり、同時に作られた個々の石製腰帯具は、(ア)および(イ)が共通(一致)するはずであり、相違すれば別の帯に装着されていたと考えたい(註3)。

以下、観察の着眼点を上げておく。

まず、①共通した材質である。これは肉眼観察で可能な分類にとどまるが、共通した材質(石材・石質)によって分類する。同一の母岩から切り出し、あるいは割り出した個体は、色調、斑文、硬さなどが共通するはずである。

つぎに、②大きさである。同一の帯に装着されていたならば、同一の規格だったはずである。ただし、垂孔のある巡方や丸柄とないそれらが、組み合うことも考えられる(註4)。

さらに、③潜り穴の配置、方向、数などが揃うことである。表金具の裏側には、潜り穴が開けられる。配置や方向などに工人の「くせ」や「意識」が残る易いことから、同一帯と判断しやすい。

そして、④表金具裏面の仕上げ度である。母岩から打割した痕跡、石鋸の痕跡、平滑に仕上げた擦痕などが残り、仕上げの粗さが同一帯の指標となる(註5)。

## (1) 酒津山の石製腰帯具

脇坂氏によると酒津山の石製腰帯具は、粘板岩は暗緑色と黒色の2種、蛇紋岩は緑灰色の1種、凝灰岩は淡緑灰色、灰色、灰(淡茶)色の3種、都合6種がみられるという。なお、番号は、脇坂論文の挿図番号を用いる。

暗緑色粘板岩は、山形(1)のみである(註6)。潜り穴は正位に3箇所穿たれた。母岩から石鋸で外した際の段差が残る(①類)。

黒色粘板岩は、巡方5個、丸柄1個の6個である。巡方の5個は、大(12・13)、中(28)、小(29)と残欠(30)である。大の2個は、縦位に潜り穴が小さくあけられ、裏面の擦痕も密であり、とても丁寧なつくりである(②類)。

いっぽう、中の28は、潜り穴の配列や裏面の擦痕が、12・13と共通する。しかし、大きさが2~3mmほど小さい(③類)。

さらに小とした29は、それより2~3mm小さい。潜り穴も対角線上に四ヶ所配列され、裏面の擦痕も粗い(④類)。残欠の30は、潜り穴を対角線上に配置することから小と同一の金具と考えておきたい。

丸柄(3)は、対角線上に潜り穴を配置し、右下の穴が割れている。裏面の擦痕は密である。大きさでは28、潜り穴では29の巡方と組み合う可能性がある。(⑤類)

蛇紋岩は、巡方1個、丸柄2個の3個である。巡方(7)は、垂孔(小孔)を開けた大きな石帯である。7はほかと全く異なり、透明感のある緑灰色である。垂孔の下部を欠損するが、やや横長な巡方と考えられる。また、潜り穴は縦位に配列された上部の2か所が残る。下部の潜り穴は、垂孔の位置を考えると横位の配置と考えたい(⑥類)。

丸柄(5・6)は、縦横比のよく似た丸柄である。小さな潜り穴も縦位に配置されている。ただし、石の景色が異なることから、別の帯かもしれない(⑦類)。

凝灰岩は、巡方17個、丸柄2個の19個である。巡方は、色調によって(ア)淡緑灰色(8~10、14)、(イ)とくに黒色斑文が多い灰色(11)、(ウ)黒色斑文のある灰(淡茶)色(15~27)に分かれる。このうち、8~11の4個には、垂

孔（小孔）がある。

（ア）淡緑灰色の逡方のうち8・9は、上の潜り穴を縦位に穿ち、下の潜り穴は垂孔の中心線より下に穿つ。裏面の擦痕が密であることも共通する（⑧類）。

つづいて10は、潜り穴の配列こそ8・9と共通するが、裏面の擦痕が荒く、また石材も淡く白みが強い。また、両者より2～3mm小さいことから別の帯の腰帯具と考えた（⑨類）。

さらに14は、垂孔のない逡方である。潜り穴が対角線上に配置されることから、全く異なる帯の腰帯具と考えた（⑩類）。

（イ）11は、ひときわ小さな逡方である。垂孔が開き潜り穴の配列は乱れている。裏面には、1と同様、母岩の切り落とし段差が残る。裏面は石鋸で引いた痕跡が明瞭に残る（⑪類）。

（ウ）15～27の13個は、ゴマ粒状、または黒雲状の斑文がみられる。表面の風化が著しい一群である。すべて垂孔のない大きさの逡方であるが、厚みは異なる。また、潜り穴の配列に4種類がみられる。

それは、潜り穴を（a）縦位に配置（21）、（b）横位に配置（25）、（c）一カ所だけ縦位に配置し残りは乱れる（15・16・17・23・24・26）、（d）すべて乱れて配置（18・19・20・22・27）とした。しかし、どれも正確に潜り穴をあけたとは見えず、aやbもdとさほど大きな違いはない。

ただ、cだけは一定の法則性がある。潜り穴は、平安時代も新しくなると、右や左に寄ったり、縦位に設けず乱れて穿ったりといった変化がみられる。この13個が、そうした例であるならば、同一の帯に配列された腰帯具と考えたい（⑫類）。

丸轆は、報告で鈍尾とされた山形（2）と一般的な丸轆（4）である。2は、潜り穴を対角線状に設け厚みもある。裏面もよく磨かれている（⑬類）。4は、これと異なる一般的な丸轆である（⑭類）。

以上、酒曲山の石帯は、すくなくとも①類から⑭類の革帯に付けた腰帯具であることが分かった。なかでも⑫類は、13個が同一の類型と把握できた。なお、②、⑦、⑧類が2個ずつみられたが、ほかは1個のみであった。

## （2）武蔵国府関連遺跡の石製腰帯具

武蔵国府関連遺跡 M34 - SI57 から出土した石製腰帯具は、白色のチャート質が1種、薄緑青色の蛇紋岩が1種、白地に斑文の石英閃緑岩が1種、黒色泥岩（粘板岩）が1種みられた（註7）。

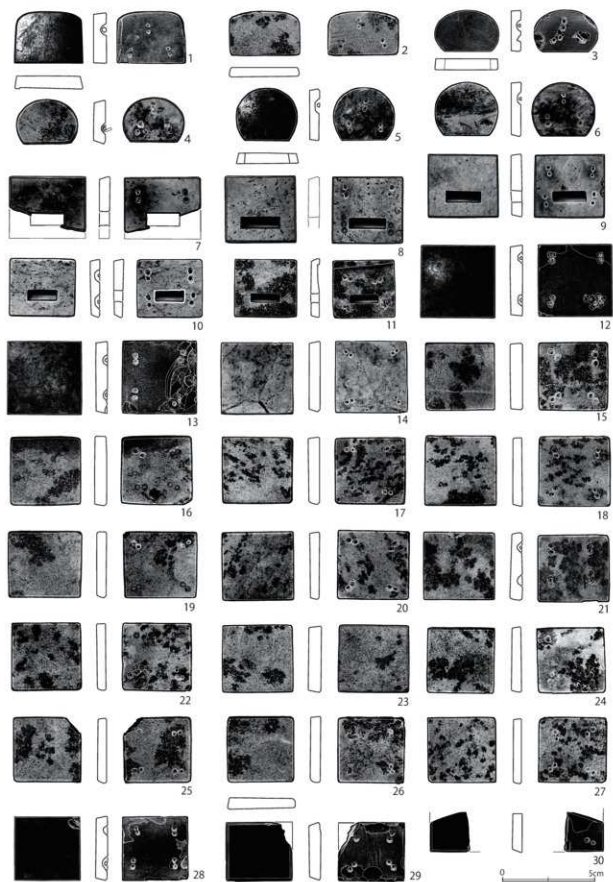
チャート質の逡方は、やや黄色がかかった透明感のある石材で、403の1個のみである。35mm×41mmとやや小型であるが、三位以上が許された白玉帯に付いた逡方と考えられる。潜り穴が三カ所、縦位に施されている（①類）。

蛇紋岩は、逡方6個である。大きさは、41mm×42mm（大：402・404・406）と37mm×38mm（中：405・407・417）の2種類がみられる。405のみが9mmと厚く、ほかは6～7mmと薄い。潜り穴は、a縦位に配置（406・407）（②類）、b横位に配置（417・405）（③類）、c一カ所だけ縦位に配置し残りは乱れる（402・404）（④類）の三種がある。

また、裏面の加工度をみると、402・404・407は石鋸の条線を全体に残すが、ほかは丁寧に擦られ条線はみられない。

蛇紋岩には、大きさが2種、潜り穴で3種、加工度で2種がみられた。外見はよく似た6個であるが、同一の帯の腰帯具と必ずしも言えない。ここでは潜り穴を基準として3種類としておく。

石英閃緑岩は、逡方11個、鈍尾2個、山形1個の14個である。逡方は、全て大きく、裏側に石鋸の目を残すものはない。ただし、潜り穴は、（a）縦位に配置（412・413・414・415・424・425）（⑤類）、（b）横位に配置（421・422）（⑥類）、（c）対角線に配置（410・411・



第1図 酒津山の石帯

第2表 東京都府中市武蔵国府間遺跡出土石製腰帯具一覧

番号	種類	寸法 (cm)			石材	色	分類	グループ	備考	観察所見
		縦	横	厚						
402	巡方	4.1	4.5	0.7	蛇紋岩カ	薄緑青色	㉒	B	1カ所割線	集中から外れる
403	巡方	3.5	4.1	0.9	(石英カ)	透明感のある白色	①	A	1カ所割線	
404	巡方	4.1	4.2	0.7	蛇紋岩カ	薄緑青色	㉒	A	3カ所割線	
405	巡方	4.1	4.2	0.9	蛇紋岩カ	薄緑青色	㉓	A	1カ所割線	
406	巡方	3.9	4.1	0.7	蛇紋岩カ	薄緑青色	㉔	A	1カ所割線	潜り穴1カ所欠損
407	巡方	3.7	3.8	0.6	黒色泥岩カ	薄緑青色	㉕	A		潜り穴2カ所欠損
408	巡方	4.0	4.4	0.7	黒色泥岩カ	黒色	㉖	A		潜り穴1カ所欠損
409	巡方	3.5	3.8	0.8	石英閃緑岩カ	黒色	㉗	A		潜り穴1ヶ所開け直し
410	巡方	4.0	4.2	0.7	石英閃緑岩カ	白地に黒斑文	㉘	B	1カ所鉄線	
411	巡方	4.0	4.0	0.7	石英閃緑岩カ	白地に黒斑文	㉙	B	1カ所鉄線	
412	巡方	3.7	3.9	0.6	石英閃緑岩カ	白地に黒斑文	㉚	B		潜り穴1ヶ所開け直し
413	巡方	3.7	3.9	0.7	石英閃緑岩カ	白地に黒斑文	㉛	B	2カ所割線	潜り穴1カ所欠損
414	巡方	3.7	3.8	0.7	石英閃緑岩カ	白地に黒斑文	㉜	B	2カ所割線	裏面墨書「十」
415	巡方	3.7	3.8	0.7	石英閃緑岩カ	白地に黒斑文	㉝	B	1カ所割線	潜り穴1カ所欠損
416	巡方	3.7	4.0	0.6	蛇紋岩カ	薄緑青色	㉞	A	1カ所鉄線	潜り穴1カ所欠損
417	巡方	3.7	3.8	0.6	蛇紋岩カ	薄緑青色	㉟	A		潜り穴1ヶ所開け直し
418	巡方	3.7	4.0	0.7		緑黒色	㊱	B	3カ所割線	集中から外れる
419	巡方	3.7	3.9	0.6		緑黒色	㊲	A		
420	巡方	3.6	4.0	0.8	黒色泥岩カ	黒色	㊳	A		
421	巡方	4.1	4.3	0.7	石英閃緑岩カ	白地に黒斑文	㊴	B	2カ所割線	
422	巡方	3.8	4.0	0.7	石英閃緑岩カ	白地に黒斑文	㊵	B		
423	巡方	3.7	3.9	0.7	石英閃緑岩カ	白地に黒斑文	㊶	B		潜り穴1カ所欠損。集中から外れる
424	巡方	3.6	3.7	0.5	石英閃緑岩カ	白地に黒斑文	㊷	A	2カ所割線	これだけ潜り穴が整いすぎている。石鋸の目が残る。グループBの石材とは異質。潜り穴1カ所欠損。角欠損
425	巡方	3.7	3.9	0.7	石英閃緑岩カ	白地に黒斑文	㊸	B		潜り穴1カ所欠損
426	丸軋	2.2	3.3	0.6	黒色泥岩カ	黒色	㊹	A	1カ所割線	集中から外れる
427	丸軋	1.9	2.7	0.5	黒色泥岩カ	黒色	㊺	A		
428	丸軋	2.8	4.6	0.7	黒色泥岩カ	黒色	㊻	A		潜り穴1カ所欠損
429	丸軋	2.7	4.4	0.7	黒色泥岩カ	黒色	㊼	A	3カ所割線	
430	丸軋	2.8	4.4	0.7	黒色泥岩カ	黒色	㊽	A	1カ所割線	
431	丸軋	2.7	4.3	0.6	黒色泥岩カ	黒色	㊾	A	1カ所割線	
432	丸軋	2.8	4.3	0.7	黒色泥岩カ	黒色	㊿	B		集中から外れる
433	丸軋	2.7	4.2	0.8	黒色泥岩カ	黒色	㊱	A	2カ所割線	
434	山形	2.7	3.8	0.7		緑黒色	㊲	A	3カ所割線	
435	山形	2.7	3.8	0.7		緑黒色	㊳	A	3カ所割線	
436	山形	2.8	3.7	0.7	石英閃緑岩カ	白地に黒斑文	㊴	B	2カ所割線	裏面墨書「十」
437	鉈尾	4.2	5.6	0.6	石英閃緑岩カ	白地に黒斑文	㊵	B	1カ所割線	
438	鉈尾	3.8	5.0	0.6	石英閃緑岩カ	白地に黒斑文	㊶	B	2カ所割線	
439	鉈尾	4.8	7.9	1.0	石英閃緑岩カ	黒色	㊷	A	1カ所割線	

※「武蔵国府間遺跡調査報告23・天神町遺跡調査報告3」（荒井1999）の第5～7表をもとに作成

423) (㉗類) の3種類がみられる。

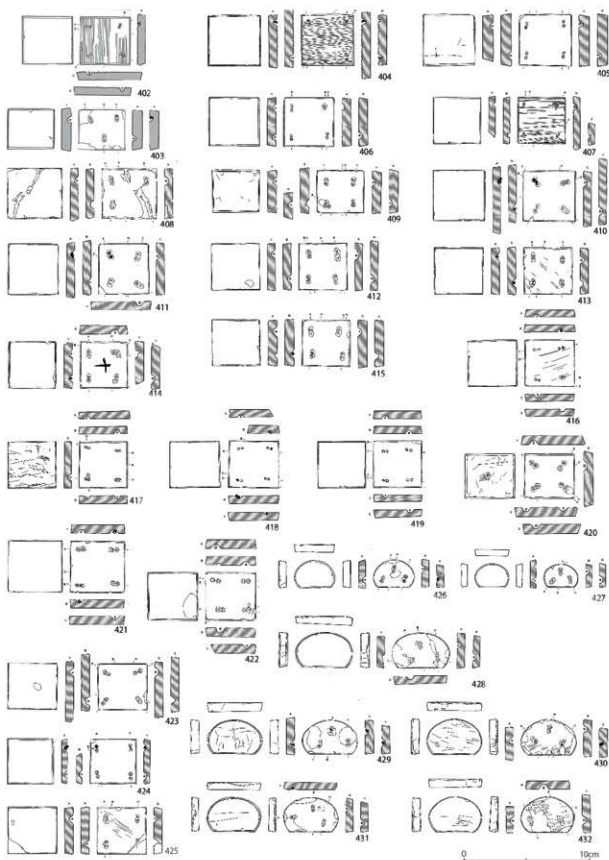
鉈尾の2個は、長さが短い438 (㉘類) と長い437 (㉙類) の2種である。石鋸の条線が残る。また、山形は1個 (436) (㉚類) のみである。鉈尾、山形とも縦位に潜り穴を配置する。

石英閃緑岩の腰帯は、2個の鉈尾から少なくとも2本以上存在していたことがわかる。たとえ

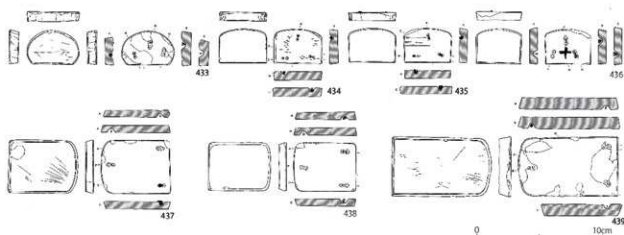
ば、潜り穴の配置をもとに組み合わせを推定すると [㉚類と㉛類と㉜類] の一群8個と、[㉗類と㉘類] の一群4個である。

黒色泥岩 (粘板岩) は、巡方6個、丸軋8個、山形2個、鉈尾1個の17個である。巡方は、潜り穴の配置からa縦位 (409) (㉗類)、b横位 (416・418・419) (㉛類) c対角線上 (420) (㉚類)





第2図 武蔵国府間遺跡 M34-SI57 出土の石製腰帯具(1)



第3図 武蔵国府関連遺跡 M34-SI57 出土の石製腰帯具(2)

類、d一カ所だけ縦位で残りは乱れる(408) (⑭類)の4種がみられる。大きさは、①類と⑭類が大、⑫類と⑬類が中である。裏面の加工は、①類と⑫類が丁寧に条線をすり消したあとが残るが、⑬類は石鋸の条線が残る。

丸柄は、潜り穴の配置からa縦位(429) (⑮類)、b左だけを横位とした縦位(428・431) (⑯類)、c放射状(430・433) (⑰類)、d上だけ横位とした放射状(432) (⑱類)、e雁行(426) (⑲類)、f対角線上(427) (⑳類)の6種類がある。

大きさは、⑮・⑯・⑰・⑱類が大、⑲類が中、427が小である。このうち大の⑮・⑯・⑰類は、打割、石鋸の条線、細かな研ぎの三工程が確認できる。この3種は、同一帯かもしれない。そのいっぽう、⑱類は粗い加工が残る、⑲類と⑳類は、粗い加工の後、細かな研ぎを残す。⑱・⑲・⑳類は、大きさが異なることから別の帯に装着されていたと考えられる。

山形は、2個(434・435)とも潜り穴を対角線状に配置し、左下の潜り穴だけを横位に配置する。裏面の加工も石鋸の条線を明確に残し、粗砥で研がれている。両者は、同一の帯に装着されたと考えたい(㉑類)。

鈍尾(439)は、潜り穴を対角線状に配置する1個のみである(㉒類)。打割、石鋸の条線、細

かな研ぎの三工程を確認できる。鈍尾は縦幅48mmと大型である。この大きさの鈍尾は、⑭類の横幅44mmの巡方、⑮・⑯・⑰類の横幅42～46mmの丸柄が対応するかもしれない。

また、2個の山形㉑類は、横幅が38mmであり、横幅38mmの巡方⑰と大きさが同一である。ともに幅38mmの革帯に装着されていたと考えられる。

以上、武蔵国府関連遺跡の石帯は、最大21種類(別個体)を見出すことができた。

ところで、発掘調査報告書は、M34-SI57という竪穴住居跡の床面から石製腰帯具が、A・Bの二グループに分かれて出土し、いずれも「革帯に装着されていたような状態ではなかった。」とし、とくにグループBは、「何らかの袋にでも入れられ、置かれたような状態」で出土したと報告されている(荒井1999)。

また、石質については、鑑定は行われていないが、グループAが3種、グループBが1種で構成されていた(註8)。

くりかえすが、石質で分類された4種は、それぞれ同一の腰帯、つまり4本分の腰帯具ではない。たとえ、同一石質でも巡方、丸柄、山形、鈍尾の組み合わせを確定することは難しい。

では、最低何本の帯を推定できるだろうか。すくなくとも石英閃緑岩の(⑮類と⑲類と⑳類)と、

〔⑦類と⑧類〕や黒色泥岩の〔⑬類と⑮類と⑯類と⑰類と⑱類〕が、同一の帯に装着されていた可能性が高い。この10種を全22種から引くと、38個の石製腰帯具は、最低15本の革帯に装着されていたこととなる(註9)。

さらに調査報告書は、この38個の石製腰帯具について補修のために蓄積され、出土した竅穴住居は、修理工房(註10)と結ばれている(荒井1999)。

修理工房という竅穴住居跡の役割や性格はひとまず置き、この15種類38個の石製腰帯具が、二つの袋に分けて収納されていたことは興味深い。なぜならば、多種類に及ぶ雑多な石製腰帯具が、一括して出土した酒津山の状況とよく似ているからである。

ここで、修理工房を考えるにあたって、金属製、石製を問わず、腰帯の生産について考えてみたい。

## 2 腰帯の生産者

石製腰帯を生産した遺跡は、これまでに平安京の東市に隣接した左京八条三坊七町や、貴族邸宅である左京六条三坊八町の事例が報告されている(平尾2002)。ともに石製腰帯具の未製品や石核、石屑などが出土し、黒曜石や蛇紋岩、凝灰岩など多様な石材を用いて、石製腰帯を製作していたようである。

左京八条三坊七町の資料は、平安京の運河である東堀川の埋没土からの出土である。この坪は、多様な物資や人の往来した東市に隣接する。帯革をはじめ銅や銀などの原材料が、入手し易かったため、さまざまな手工業者集団が集住した。

いっぽう、左京六条三坊八町は、貴族の邸宅跡である。未成品や石屑などの出土は、後述する「腰帯造り」と呼ばれた技術者が、その邸宅に招かれ、邸宅の一画で製作に当たった証しである。

貴族の邸宅で腰帯が製作されていたことは、平城京の長屋王家木簡(左京三条二坊一・二・七・

八坪木簡)がヒントとなる。ここから出土した5点の木簡は、腰帯の生産者が、製作にかかわる労働を行い、一人一日二升の料米を支給されていたと記されていた。

木簡1	表「・◇要帯造人七口〇仕丁一口米一斗六升〇〇」 裏「・◇受卜部万呂〇八月十四日大嶋書史〇〇」
木簡2	表「・←□□〔油帯カ〕造人七口〇」 裏「・六升〇八月十四日〇／〇//」
木簡3	「要帯〇」
木簡4	「要帯〇〇〇〇〇〇〇〇」
木簡5	表「・要帯師二人奈閉作一人米六升〇〇」 裏「・受〇小治田御立〇十月廿一日〇〇万呂〇書史〇〇」

その中で腰帯の生産や補修にかかわる技術者は、木簡1「要帯造人」・木簡2「□□〔油帯カ〕造人」・木簡5「要帯師」などと記された。腰帯は、「要帯」と記され、「ようたい」と音読されていたらしいことがわかる。

また、(2)の「□□〔油帯カ〕」は、銅製鈎具(銅鈎)に黒漆を塗った「烏油くろあぶら」の腰帯を指すと考えられる。六位以下が用いた烏油腰帯にかかわる「造人」(工人)を七人招き、製作や修理が行われたようである。

いっぽう、(5)の「要帯師」は、「造人」と異なり、「講師」や「法師」、「仏師」などと同様「師」とあることから、腰帯造りの技能保持者と考えた(註11)。

さて、この「要帯造人」や「要帯師」は、長屋王家の要請に応じ、腰帯の製作や修理をおこない、対価が支給された。この実務作業は、どこで行われたのだろうか。木簡は、長屋王家で廃棄されたのだから、長屋王家内や関連の私宅に設けたと考えることが自然である。

貴族と特殊な手工業製品については、『竹取物語』の求婚譚が参考となる。それは、五人の貴公子のひとり、くらもちの皇子の話である。かぐや姫は結婚の条件として、「蓬萊の玉の枝」を要求する。くらもちの皇子は、官営工房である作物所の工匠、漢部内麻呂たちを三重に囲った秘密の工房に雇い、当代随一の技術を結集して「蓬萊の玉の枝」（註12）を作り上げた。

その「蓬萊の玉の枝」をくらもちの皇子は、かぐや姫に差し出し、手柄話をしていると、漢部内麻呂たちが現れ、くらもちの皇子が代金未納である件を糾弾し、この顛末を暴露されてしまう。この贖物の製作譚は、貴族が特殊手工業製品をどのようにして発注し、獲得したかをよく物語っている。

さて、『竹取物語』は諸説があるが、平安時代の初めに成立した。このころ、六位以下の腰帯は、使用規定の変更があり、銅製黒漆塗りの烏油腰帯から雑石腰帯に変更となっていく（註13）。その背景には、急速に玉石の加工技術が発達し、市場への供給量が増加し、その価格が下がりに、銅鈎具と等価交換されていたことがある。

そもそも玉石の加工は、大藏省の鈎典司が担っていた。鈎典司は、「掌造・鈎金銀銅鉄」。塗飾。瑠璃。玉作。」（養老職員令）を職掌し、鈎造以外にも鍍金、彫金などの金属加工のほか、ガラスや玉石などの加工を担っていた。

いっぽう、鍛造のみは、宮内省鍛冶司の職掌であった。養老職員令には、「掌造・作銅鉄雑器之属。」とある。とくに、鍛冶司は天皇や宮内にかかわる供御物の生産にあたった。

この腰帯の生産は、鈎造、鍛造、玉作（註14）、皮革、漆塗りなど、複合した技術の手工業製品である。このような手工業製品は、各種個別の技術者が、組織を横断して作り上げたのだろうか。前述の「要帯造人」「要帯師」などの表現からは、そう考えるよりも同じ工人、または工人集

団が、複合した技術を駆使して生産にあたったと考えたい。

そこに、官奴の斐太がいた。斐太は、天平15年（743）、大和と河内の境にある生駒山系二上山の麓、大和川の辺で玉石の研磨剤である「大坂沙」を見つけ出す（『続日本紀』）。大坂沙は、いまも金剛砂という研磨剤として販売されている。金剛砂は、大阪府南河内郡太子町や奈良県香芝市などのサヌカイトに含まれたガーネット、通称「柘榴石」である（註15）。

この大坂沙を用い、始めて玉石を加工したことで、斐太は「大友史」の姓を賜り、大藏省の「奴」から「良」となる。玉石の研磨は、古墳時代の勾玉や石鈎などと比較にならないほど艶や光沢を放ち、また玉造りは奈良時代、出雲国に限られたため、伝統的な技術も失われていたと考えられる。

その後、大藏省鈎典司は、宝龜5年（774）、内匠寮に併合され、天皇や宮内の供御物を整える役割が引き継がれた。『延喜式』の「内匠寮式御帯条」には、「瑪瑙御腰帯」の原材料である鈎貝石（瑪瑙）を切る材料として、斐太の見出した大坂沙がみられる。

斐太の賜姓から半世紀後、延暦15年（799）の葬正台例によると、すでに雑石は得やすく、造り売の人が多くなっていった。市中には、相当数の銅鈎具、雑石が出回っていた。しかし、腰帯の使用者は圧倒的に平安京の居住者であり、また必要だったのは、平安京を往反した官人たちであった。

そこで、石製腰帯具や雑石腰帯の生産者は、その圧倒的な需要を考えると、平安京に居住していたと考えることが妥当である。なお、たとえば紀伊的那智黒石、近江の高島石、阿波の白石などの原材料産出地では、粗造りは行われたが、腰帯を仕上げるまでは行われなかったと考えたい。

なぜならば、手工業生産物は、平安時代の貢納システムを通じて都へ集積されたが、『延喜式』などに腰帯は見られないからである。

そこで、『今昔物語集』の第20巻第46語を注目したい。

この物語は、能登の国守が、浜辺で拾った烏犀帯の原材料を都で加工し、仏の功德で富を得る話である。守が、部内巡行で能登国の浜辺を行くと、帯飾り三腰分の粗造りした犀角を手に入れた。都で巡方と丸柄に加工したところ、合わせて六千石を得たという（註16）。

この話には、犀角の輸送や梱包の方法が詳しくみられる。粗造りした犀角は、漆塗りの箱の中に納められ、漆塗りの箱は、藤の蔓で組んだ箱にいれられていた。藤の蔓の箱も油紙で厳重に包まれ、それも縄で細かく結ばれた平らな桶の中に入れた。能登の国守は、波間に漂っていたこの桶を手に入れたのである。

烏犀は、黒色の犀の角である。犀は、東南アジアからインドにかけて生息する大型獣である。中国大陸には生息しない。その犀の角は、工芸品のほかに麻疹や脚氣、解熱、毒消などの漢方薬として、永く用いられていた。

平安時代、新羅と敵対する日本は、渤海を経由し、大陸の貴重品を積極的に入手していた。この烏犀角は、東南アジアから唐、唐から渤海、渤海から日本に渡った珍宝であった。第46語は、この珍宝を難破した震旦の人がもたらしたとする。

この原材料は能登ではなく、都で加工された。同話は、「京に上りて、帯造りをもちて三腰の帯を造らめつ。巡方の一腰、丸柄の二腰なり。巡方の直は三千石、丸柄の直はおのおの千五百石なり。」と語る。

かりに、能登国や周辺国に腰帯の生産工房があったならば、その国で加工し、製品を都に運んだはずである。粗造りされた烏犀角は、都に住む腰帯造りの専門集団「帯造り」に託された。能登国には、烏犀帯を作る工人もいず、その需要も限られていたからである。

「帯造り」は、烏犀をただ四角や半円形に加工

しただけではない。帯革に黒漆を塗ったり、銀の裏金をあてたり、烏犀の鈎具を銀線でかきめたり、鈎具を調整したり、烏犀帯として完成するまで一貫してかかわったと考えられる。

この複雑な工程の技術継承と、多種多様な原材料の入手が可能なのは、平安時代では、平安京以外なかった。だから、烏犀角は、平安京に住む「帯造り」に託されたのである。

ここで長屋王家木簡に戻る。腰帯の工人は、奈良時代に「要帯造人」「要帯師」「(烏)油帯造人」などと呼ばれていたことが、重要となってくる。奈良時代、金属製の鈎具の段階から腰帯造りは、多様な技術を統合して生産にあたった。

つまり、烏犀角の巡方、丸柄は、「帯造り」によって革帯に装着され、でき上がったのである。「帯造り」は、白玉、玳瑁、瑪瑙などのさまざまな原材料をもちいて、腰帯を生産していた。だから、烏犀といった特殊な原材料の加工もこなせたのである。

さて、ふたたび、武蔵国府間遺跡の石製腰帯具に戻りたい。はたして石帯の修理が、このM34-S157 竪穴住居跡で行われていたのだろうか。調査報告書は、この一群の腰帯具が帯革から外され、袋状の入れ物で保管された状態を検出したと書かれる。しかし、ここで修理を行ったことまでは、明らかにできていない。

なぜならば、①修理に必要な裏金が全くないこと、②鈎具の潜り穴に欠損がみられること、③潜り穴に銅線が残ることなどである。

まず、①である。石帯も金属製腰帯と同様、銅、金銅、銀の板金を裏金として用い、小さな穴をあけ、そこに潜り穴、帯革を通した針金を出し、鈎めて留めた（註16）。仮にこの竪穴住居で修理が行われていたならば、補完用の裏金や銀線、銅線などの緊結材も準備され、共伴したはずである。

つぎに、②である。潜り穴の欠損は、使用中の衝撃や製作時の失敗で生じる。409や412・417は、3つの穴がみられる。一カ所の潜り穴

が穿孔を失敗したか、補修による開け直しが行われたと考えられる。

そのいっぽう、406・407・408・413・415・416・423・428・425は、一カ所または二カ所の潜り穴が欠損する。425は潜り穴ばかりか、角も欠けている。

これらは、使用中の欠損も考えられるが、石製腰帯具を帯革から外した衝撃で毀損したとも考えられる。そうした視点で③を見ると、潜り穴に残る金属線の状態が気にかかる。

潜り穴に金属線が、一カ所残るのは13個の34.2%、二カ所残るのは7個の18.4%、3ヶ所残るのは5個の13.2%である。あわせて65.8%。じつに約3分の2が、金属線(註17)が残っていた。また、四カ所の潜り穴すべてに銅線の残る巡方はないが、丸軀(429)と山形2個(344・345)は、三カ所すべてに銅線が残っていた。

金属線を取り除かないまま保管していた。これは、修繕の準備としては、即時性に欠ける。しかも金属線は、無造作に帯から外されたのか、曲がりながら突出する例もある。おそらく、一、二カ所の金属線だけを刀子などで擦り切り、帯革から石製腰帯具を振り取った痕跡ではないだろう。潜り穴の欠損は、帯革から無理に外した衝撃で生じたと考えたい。

だから、石製腰帯具の大半が、金属線を残していたのである。目的は、石製腰帯具の帯革からの分離、そして金属の裏金や鉸具の回収にあったのである。なお、最も早く劣化し、交換の対象となったのは、帯革である。

このように考えると、武蔵国府関連遺跡と岡山県酒津山の石製腰帯具は、多種多様な石製腰帯具を回収し、保有し、保管することに意義があったと考えられる。回収された石製腰帯具は、ふたたび都の「帯造り」の下で石帯に再生したり、補修に用いられたりしたと考えたい。

なによりも石製腰帯具は、彈正台例にみるように、銅や雉石を問わず、腰帯具のみで交換していたことが明らかである。つまり、石製腰帯具に流通価値(交換財)があったこととなる。

つぎに、武蔵国府関連遺跡と岡山県酒津山の資料群のうち、一つの帯に装着されていたことが推定できる事例と、東大寺正倉院御物、中国の出土品、古墓や古墳の出土品を比較して、腰帯具の個数や配列について検討を試みたい。

### 3 唐令と正倉院御物

武蔵国府関連遺跡M34-SI57と岡山県酒津山の資料群のなかには、一つの石帯を構成するか、その一部が復元できる7個以上の事例が3例みられた。

まず、武蔵国府関連遺跡M34-SI57では、石製腰帯具が二つのグループにまとまって出土した。グループAから黒色泥岩の⑭類と⑮類と⑯類と⑰類と⑱類(石帯A)、グループBから石英閃緑岩の⑤類と⑩類と⑧類(石帯B)が抽出できた。石帯Aは巡方1、丸軀5個、鉈尾1個の7個、石帯Bは巡方6個、山形1個、鉈尾1個の8個が、それぞれの石製腰帯を構成する。

また、酒津山では、淡緑灰色(凝灰岩)の⑳類(石帯C)を抽出できた。石帯Cは、巡方12個である。

この3例が、完帯なのか、欠損しているとしたら復元は可能なのか。その前提として東大寺正倉院の御物や中国の出土品について検討を行いたい。

#### (1) 東大寺正倉院の腰帯

東大寺の正倉院には、検討可能な25条の腰帯が残されている(註19)。第3表に一覧を付した。この表では、鉸具を○、丸軀(山形)を○、巡方を□、鉈尾を△で表現した。その内訳は、金装(金銅製)腰帯13条、烏油腰帯7条、紺玉帯1条、斑犀帯2本、斑貝(鞆)帯1条である。

第3表 正倉院に残る腰帯

名称	番号	腰帯種類	紋具	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	尻尾	垂孔
革帯第17号(唐古学)	南倉119	金装腰帯	○	○	□	□	○	○	○	○	○	○	○	□	○				△	小孔
革帯第16号其1(拍栗)	南倉122	烏油腰帯					○	○	○	○	○	○	○	□	○				△	小孔
革帯第16号其2(拍栗)	南倉122	金装腰帯	○	○	□	□	○	○	○	○	○	○	○	□	○				△	小孔
革帯第80号(呉栗)	南倉124	金装腰帯	○	○	□	□	○	○	○	○	○	○	○	□	○				△	小孔
革帯第1号	南倉141	金装腰帯	○	○	□	□	○	○	○	○	○	○	○	□	○				△	小孔
革帯第2号	南倉141	烏油腰帯	○	○	□	□	○	○	○	○	○	○	○	□	○				△	大孔
革帯第3号	南倉141	金装腰帯	○	○	□	□	○	○	○	○	○	○	○	□	○				△	大孔
革帯第4号	南倉141	金装腰帯	○	○	□	□	○	○	○	○	○	○	○	□	○				△	大孔
革帯第5号	南倉141	金装腰帯	○	○	□	□	○	○	○	○	○	○	○	□	○				△	小孔
革帯第6号	南倉141	烏油腰帯	○	○	□	□	○	○	○	○	○	○	○	□	○				△	大孔
革帯第7号	南倉141	烏油腰帯	○	○	□	□	○	○	○	○	○	○	○	□	○				△	大孔
革帯第8号	南倉141	金装腰帯	○	○	□	□	○	○	○	○	○	○	○	□	○				△	大孔
革帯第9号	南倉141	烏油腰帯	○	○	□	□	○	○	○	○	○	○	○	□	○				△	小孔
革帯第10号	南倉141	金装腰帯	○	○	□	□	○	○	○	○	○	○	○	□	○	□	□	□	△	大孔
革帯第11号	南倉141	金装腰帯	○	○	□	□	○	○	○	○	○	○	○	□	○				△	小孔
革帯第12号	南倉141	金装腰帯	○	○	□	□	○	○	○	○	○	○	○	□	○				△	小孔
革帯第13号	南倉141	金装腰帯	○	○	□	□	○	○	○	○	○	○	○	□	○				△	小孔
革帯第14号	南倉141	金装腰帯	○	○	□	□	○	○	○	○	○	○	○	□	○				△	小孔
革帯第15号	南倉141	金装腰帯	○	○	□	□	○	○	○	○	○	○	○	□	○				△	小孔
紺玉帯(残欠)	中倉88	紺玉帯	○				○	○	○	○	○	○	○	□	○				△	無孔
斑犀帯(残欠)	中倉89	斑犀帯		○	□		○	○	○	○	○	○	○	□	○				△	無孔
革帯第1号	中倉90	烏油腰帯	○	○	□	□	○	○	○	○	○	○	○	□	○				△	小孔
革帯第2号	中倉90	烏油腰帯	○	○	□	□	○	○	○	○	○	○	○	□	○				△	小孔
斑犀佩鼠皮御帯残欠	北倉4	斑犀帯	○	○	□	□	○	○	○	○	○	○	○	□	○				△	無孔
斑貝キマツク御帯残欠	北倉6	斑貝帯	○				○	○	○	○	○	○	○	□	○				△	無孔

巡方と丸柄(山形)の数は、つぎの通りである。金装腰帯は、巡方4個、丸柄8個の12個の腰帯が10条あり、巡方4個、丸柄7個の11個の腰帯が3条、そして巡方のみ13個の腰帯が1条ある。また烏油腰帯には、巡方4個、丸柄8個の12個が5条あり、巡方4個、丸柄7個の11個が2条ある。

さらに、紺玉帯は巡方3(4)個、丸柄7(8)個の10個が残るが、もともとは括弧の数字を足した12個だったと考えられる。斑犀佩鼠皮御帯残欠(北倉4)は巡方4個、丸柄5個の9個が残る(註20)。

まとめると正倉院の金装腰帯は、13個1条、12個10条、11個3条であり、烏油腰帯は、12個5条、11個2条である。

このように正倉院の御物は、腰帯具の個数が11～13個で構成されていた。しかし、日本の

衣服制では、五位を境に金装腰帯と烏油(銅製)腰帯を材質の違いで規定するが、腰帯具の個数制限は設けられていなかった。

いっぽう、唐の衣服制では、位階による鈎具の装着数は明確に規定されていた。たとえば、『唐会要』巻31章服品第の上元元年(760)8月21日勅には、高宗の674年(天武天皇4年)を引き、三品以上は金玉帯13鈎、四品は金帯11鈎、五品は金帯10鈎、六、七品は銀帯9鈎、八、九品は鍮石帯9鈎、庶人は銅鉄帯7鈎とされている。中川あや氏によると、個数による規定は次第に消えていくが、材質による規定は長く残ったという(中川2002)。

しかし、日本の養老衣服令は、正倉院の御物にみられるように金装腰帯、烏油腰帯を問わず、鈎の個数を制限することはなかったと考えられる。

つぎに鈎具の配列を正倉院腰帯から考えてみた

第4表 中国出土の巡方帯（巡方のみで構成された帯）

番号	遺跡名	王朝	種類	鍔具	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	鉤尾	他	個数と位階
1	新疆自治区塩湖古墓	唐代	銅		□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□		三品（玉）
2	浙江省凱峰涿涿酒出土	唐代	銅		□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	△		対応なし
3	四川省成都王建墓	五代	玉	○	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	△		庶人（銅鉄）
4	内蒙古自治区清水河縣山跳山墓地	五代	金銅	○	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	△		六品（金）
5	江西省上饒市郊茶山寺	宋代	玉		□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	△		1 庶人（銅鉄）
6	河北省赤峰縣大宮子墓	遼代	金		□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□			庶人（銅鉄）
7	内蒙古自治区通遼縣二林場墓	遼代	銅	○	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	△		六・七品（銅）
8	北京市順儀安辛庄墓	遼代	金銅	○	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	△		五品（金）
9	内蒙古自治区赤峰阿魯科尔沁旗温多尔敖瑞山墓	遼代	金銅		□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□			対応なし
10	吉林省扶余縣墓	遼代	玉	○	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	△		6 対応なし
11	内蒙古自治区解放營子墓	遼代	玉		□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	△		1 五品（金）
12	遼寧省康平縣后刘東屯2号墓	遼代	金銅	○	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	△		10 六・七品（銅）
13	河北省懷安縣張家屯墓	遼代	金銅	○	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□			三品（玉）
14	遼寧省朝陽前窗戶村墓	遼代	金銀	○	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	○		3
15	遼源八里舖村墓	遼代	銀	○	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	○		7 五品（金）

い。第10号革帯を除き、丸鍔と巡方が組み合う革帯では、鍔具、丸鍔1個、巡方2個に続き、丸鍔6個または5個を配置したあと、巡方2個、丸鍔1個、そして鉤尾を配列する。また、鍔具と鍔具の間隔は、鍔具側と鉤尾側の丸鍔1個、巡方2個、丸鍔1個の4個は狭く、中央の丸鍔6個、あるいは5個は広い。

つまり、始まりと終わりの4個で鍔具の配置を決め、中央は6個、または5個の鍔具を按分した位置に配置した。正倉院御物のこの4個を基準とした配列をここでは、「4個型配置」とする。

## (2) 中国から出土した腰帯

つぎに、中国の隋代から遼代にかけての出土腰帯を考えたい。

ここでは、中川あや氏の集成（中川2002）に基づき、配列の考えられる5個以上の鍔具の出土した事例を第4・5表にまとめた。記号は、正倉院御物の一覧と同様である。

まず、巡方のみで構成される15例をあげたい。最も少ないのは、遼寧省朝陽前窗戶村墓（14）から出土した5個の鍔銀製巡方である。つぎに巡方7個が出土した四川省成都王建墓（3）と江西省上饒市郊茶山寺（5）は玉製、河北省赤峰

縣大宮子墓（6）は金製である。腰帯具7個は、銅または鉄で作られ庶人が締めた。

巡方9個が出土した内蒙古自治区通遼縣二林場墓（7）は銅製、遼寧省康平縣后刘東屯2号墓（12）は金銅製の腰帯具である。腰帯具9個は、銀で作られ六品と七品が締めた。

巡方10個が出土した北京市順儀安辛庄墓（8）は銅製、内蒙古自治区解放營子墓（11）は玉製、遼源八里舖村墓（15）は銀製の腰帯具である。腰帯具10個は、金で作られ五品が締めた。3例とも遼代の資料であることは考慮したい。

巡方11個が出土した内蒙古自治区清水河縣山跳山墓地（4）は、金銅製の腰帯具である。腰帯具11個は、金で作られ四品が締めた。金銅製であることから、位階と材質が一致するかもしれない。

巡方13個が出土した新疆自治区塩湖古墓（1）は銅製であり、河北省懷安縣張家屯墓（13）は金銅製の腰帯具である。腰帯具13個は玉で作られ三品以上が締めた。

なお、腰帯具12個は唐の衣服規定にないが、浙江省凱峰涿涿酒（2）は銅製、内蒙古自治区赤峰阿魯科尔沁旗温多尔敖瑞山墓（9）は金銅製、吉林省扶余縣墓（10）は玉製の腰帯である。



第5表 中国出土の腰帯（丸鞆・巡方で構成された帯）

番号	遺跡名	主朝	種類	鉤具	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	鉈尾	他	個数と位階
1	寧夏回族自治区固原隋史射勿墓	隋代	金	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							
2	河北省臨城越天大夫婦墓	唐代	銅	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					△		六・七品（銀）
3	河北省蔚縣榆溝墓	唐代	銅	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					△		八・九品（石）
4	湖北省武昌石碑嶺唐墓（M33）	唐代	銅	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					△		庶人（銅鉄）
5	江蘇省鎮江宋墓馬龜山1号墓	宋代	石カ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					△		五品（金）
6	黒龍江省海林山咀子墓	渤海	銅	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			2欠カ対応なし
7	吉林省和龍県北大2号墓	渤海	銅	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			2欠カ四品（金）
8	吉林省和龍県北大9号墓	渤海	金銅	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			四品（金）

つぎに、丸鞆と巡方で構成された事例が8例ある。最も少ないのは、寧夏回族自治区固原隋史射勿墓（1）から出土した金製の巡方3個、丸鞆2個の5個である。

腰帯具7個が出土した湖北省武昌石碑嶺唐墓（M33）（4）は、銅製の巡方が1個、丸鞆が6個の7個で構成される。腰帯具7個は、銅または鉄で作られ庶人が締めた。銅製と個数は合致する。配列は巡方を中央に置き、左右に丸鞆を配置したと考えられる。

腰帯具8個が出土した河北省蔚縣榆溝墓（3）は、銅製の巡方4個、丸鞆4個の8個で構成される。腰帯具8個は石で作られ、八・九品が締めた。

腰帯具9個が出土した河北省臨城越天大夫婦墓（2）は、銅製の巡方4個、丸鞆5個の9個で構成される。腰帯具9個は、銀で作られ六・七品が締めた。

腰帯具10個が出土した江蘇省鎮江宋墓馬龜山1号墓（5）は、石カの巡方4個、丸鞆6個の10個で構成される。腰帯具10個は、金で作られ五品が締めた。

腰帯具9個が出土した吉林省和龍県北大2号墓（7）は、銅製の巡方3個と丸鞆6個が出土した。巡方と丸鞆が1個ずつ欠失したとすると、都合11個の構成となる。また、吉林省和龍県北大9号墓（8）から出土した腰帯具は、金銅製の巡方4個と丸鞆7個の11個である。腰帯具11個は、金で作られ四品が締めた。8が金銅製と個数は一致する。

腰帯具10個が出土した黒龍江省海林山咀子墓（6）は、銅製の巡方3個、丸鞆7個であるが、それぞれ1個ずつ欠失したとすると、都合12個の構成となる。この腰帯具12個は、唐の衣服規定にない。

このように、巡方のみの腰帯も丸鞆と巡方の腰帯も、『唐会要』にみるような材質と個数に必ずしも復元できない。わずかながら、吉林省和龍県北大9号墓（8）が、唐代の腰帯に適合するにすぎない。初期の段階は、唐令が遵守されていたが、徐々に個数制限や材質制限に縛られなくなったとも考えられる。

もとより、発掘調査による出土資料であっても、すべての鉤具が回収されたとは限らず、埋没までの過程で欠失した可能性もある。

なお、8個以上の鉤具を付けた腰帯は、バランスを考慮し、巡方と丸鞆の配置を4個型配置とし、第5表のように復元した。

### （3）日本の古墳・古墓から出土した腰帯

つぎに、古墳や古墓の腰帯について、正倉院の御物と比較しながら鉤具の配列を検討し、第7表にまとめた。この表の記号も正倉院御物の記号と同様である。

出土した腰帯具は、帯革に連続した配列で残っていたと仮定し、鉤具が共存する資料は鉤具側から、鉈尾が共存する資料は鉈尾側から丸鞆1個、巡方2個（または1個、3個）、そして複数の丸鞆の順に配列した（註21）。なお、網は欠損部分

を表す。

また、腰帯具は7個から13個の出土があり、それぞれ配列を考慮しながら復元を試みた。

**(腰帯具7個)** 鉄製腰帯2例と烏油腰帯5例、雑石腰帯2例がある。鉄製腰帯の2例は、唐令とのかかわりで注目すべき事例である。丹後半29号墳(1)は、丸軻3個、巡方4個であり、丸軻1個、巡方2個、丸軻1個、巡方2個、丸軻1個に復元できる。

しかし、もうひとつの多田山15号墳(17)は、丸軻4個、巡方3個であることから、丸軻と巡方を入れ替え、(A)巡方1個、丸軻2個、巡方1個、丸軻2個、巡方1個としたか、(B)丸軻1個、巡方1個、丸軻1個、巡方1個、丸軻1個、巡方1個、丸軻1個と交互に配置した。

正倉院の御物や中国の腰帯には、(A)のような巡方から始まる事例がない。後者(B)だっただと考えたい。多田山15号墳は、正倉院御物の4個型配置の中2個の巡方を1個とした3個型配置とし、その間に巡方を埋めたと理解したい。

なお、後述するが、見島ジーコンボ1号墳は、この基準配置が丸軻1個、巡方3個、丸軻1個の5個型配置と考えられる。間に丸軻3個を加えた13個で構成される。

いっぽう、烏油腰帯6例は、鈎具7個に復元したが、本郷的場D号墳(14)を除き、一部を欠失したと考えたい。本郷的場D号墳は4個型配置に復元でき、湯ノ沢F16号墓(2)、椎名崎古墳群(4)、新山1号墳(13)、開拓1号墳(18)も同様と考えた。見島ジーコンボ16号墳(35)は、3個型配置の間に丸軻1個を埋めたと考えたい。

また、雑石腰帯は3例がみられた。湯ノ沢F36号墓(3)は4個型配置の両端を欠き、的場池古墳(29)は4個型配置のみが出土した。

**(腰帯具8個)** 烏油腰帯2例、雑石腰帯2例がある。西平1号墳(20)は、8個すべてがそろった。4個型配置を二揃い配置したと考えたい。牛森古

墳(8)は欠失が多いが、同様に復元した。

**(腰帯具9個)** 烏油腰帯2例、雑石腰帯3例がある。烏油腰帯の八幡1号墳(15)と北側1号墳(16)は、鈎具と鉈尾が共伴したことから、全て揃った腰帯と仮定したい。八幡1号墳は、4個型配置の間に丸軻1個、北側1号墳は、3個型配置を三揃い並べ、中央に巡方を配置したと考えたい。巡方を中央に配置するのは、多田山15号墳と同様である。

雑石腰帯は、打出親王塚(27)と久安寺モッテン墓地SX1(28)、見島ジーコンボ56号墳である。打出親王塚は、鉈尾を伴うことから後半部分が残った4個型配置である。久安寺モッテン墓地SX1は、4個型配置の間に丸軻1個を挟む。見島ジーコンボ56号墳も同様に復元した。

**(腰帯具10個)** 銀装腰帯1個、雑石腰帯4個がみられる。銀装腰帯は、鈎具と鉈尾の残る伽山古墳の腰帯である。4個型配置の間に山形を2個配置する。

雑石腰帯は、岩野山1号墓(6)、岡本山B区1号墓(23)、横枕火葬墓(30)、波来浜古墓(31)の4例がみられる。岩野山1号墓と岡本山B区1号墓の腰帯がよく残る。4個型配置の間に丸軻2個を配置した。横枕火葬墓と波来浜古墓は、欠失が多いが、同様の配置であったと考えた。

**(腰帯具12個)** 烏油腰帯6例、白玉腰帯1例、雑石腰帯2例の9例がみられる。烏油腰帯は、西根縦街道古墳(2)、西根下釜古墳(3)、烏矢崎2号墳(4)、亀井囲8号横穴(5)、見島ジーコンボ古墳群(33)、見島ジーコンボ1号墳(34)の事例である。4個型配置の間に丸軻4個を配置する。正倉院の腰帯でも最も標準的な配置である。しかし完全な状態で出土した事例はない。

白玉腰帯は、西野山古墓(22)の腰帯である。腰帯具は4個のみであるが、4個型配置の部分と考えた。白玉帯であることから、腰帯具は12個を想定した。

雑石腰帯は、土師の里1区1号墓(24)と権

第6表 古墳・古墓出土の腰帯

番号	遺跡名	所在地	腰帯種類	鈿具	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	蛇尾	垂孔
1	丹後平 29 号墳	青森県八戸市	鉄製腰帯	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	小孔
2	西根縦街道古墳	岩手県胆沢郡金ヶ崎町	烏油腰帯	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△
3	西根下釜古墳	岩手県胆沢郡金ヶ崎町	烏油腰帯	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△
4	鳥矢崎 2 号墳	宮城県栗原市	金装腰帯	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△
5	亀井開 8 号横穴	宮城県大崎市	烏油腰帯	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△
6	岩野山 1 号墓	秋田県南秋田郡五城目町	雑石腰帯	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△
7	湯ノ沢 F 16 号墓	秋田県秋田市	烏油腰帯	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△
8	湯ノ沢 F 36 号墓	秋田県秋田市	雑石腰帯	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△
9	牛森古墳	山形県米沢市	烏油腰帯	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△
10	椎名崎古墳群	千葉県千葉市	烏油腰帯	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△
11	三島遺跡 6 住・19 住	茨城県古河市	雑石腰帯	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△
12	新山 1 号墳	群馬県前橋市	烏油腰帯	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△
13	本郷的場 D 号墳	群馬県高崎市	烏油腰帯	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△
14	八幡 1 号墳	群馬県高崎市	烏油腰帯	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△
15	北側 1 号墳	群馬県安中市	烏油腰帯	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△
16	多田山 15 号墳	群馬県伊勢崎市	鉄製腰帯	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△
17	開拓 1 号墳	埼玉県本庄市	烏油腰帯	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△
18	西平 1 号墳	静岡県富士市	烏油腰帯	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△
19	(伝) 表佐村街道	岐阜県不破郡垂井町	雑石腰帯	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△
20	西野山古墓	京都府京都市	白玉帯	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△
21	岡本山 B 区 1 号墓	大阪府高槻市	雑石腰帯	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△
22	土師の里 1 区 1 号墓	大阪府藤井寺市	雑石腰帯	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△
23	伽山古墳	大阪府南河内郡太子町	鍍装腰帯	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△
24	河合古墓	大阪府岸和田市	烏油腰帯	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△
25	打出親王塚	兵庫県芦屋市	雑石腰帯	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△
26	久安寺モッテン墓地 SX1	奈良県生駒郡平群町	雑石腰帯	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△
27	的場池古墳	奈良県北葛城郡当麻町	雑石腰帯	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△
28	横柱火葬墓	奈良県桜井市	雑石腰帯	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△
29	波来浜古墓	鳥根県江津市	雑石腰帯	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△
30	権地古墓	広島県広島市	碧石腰帯	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△
31	見島ジーンコンボ古墳群	山口県萩市	烏油腰帯	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△
32	見島ジーンコンボ 1 号墳	山口県萩市	烏油腰帯	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△
33	見島ジーンコンボ 16 号墳	山口県萩市	烏油腰帯	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△
34	見島ジーンコンボ 56 号墳	山口県萩市	雑石腰帯	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	小孔

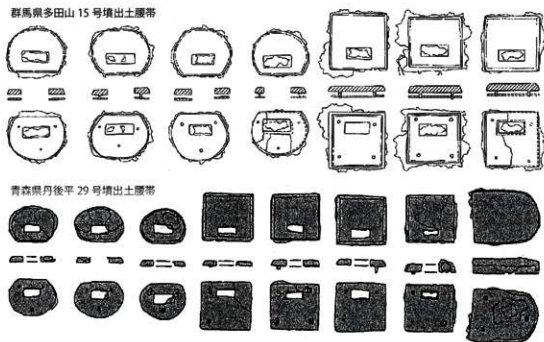
地古墓(32)で出土した。ともに烏油腰帯と同様の配列であったと考えたい。

(腰帯具 13 個) 烏油腰帯の河合古墓(26)と雑石腰帯の(伝)表佐村街道(21)の腰帯がみられる。河合古墓は、4 個型配置の間に丸柄 5 個を配置したと考えた。また、(伝)表佐村街道の出土例も同様である。

以上のように、古墳や古墓から出土した腰帯具

は、正倉院御物で確認した 4 個型配置を前後に置き、間に丸柄をいくつか配置し、体裁を整えていたと考えた。

なお、正倉院御物の烏油腰帯は、11 個または 12 個の鈿具で構成され、7 個から 10 個の事例は見いだせない。古墓・古墳出土の腰帯も 11 個または 12 個で構成された腰帯の一部であった可能性も捨てきれない。しかし、古墳や古墓出土の



第4図 鉄製の腰帯

事例は、その大半が欠失したとするより、腰帯具の少ない腰帯とすることが合理的であり、自然である。

ここで注目するのが、7個の腰帯具が出土した丹後平29号墳と多田山15号墳の鉄製腰帯である。この両者が、『唐会要』の「庶人は銅鉄帯七鈎」と合致するからである。銅よりも融点の高い鉄で腰帯具を生産する道を日本は選択しなかった。そのため鉄製腰帯の制限規定はない。

つまり、この被葬者は、渡唐し、唐の役所や宮廷の儀式で朝服、あるいは礼服を賜与され着用した人物と考えられる。中国製の腰帯を日本にもたらしたのである(田中2018)。それならば、腰帯具7個の烏油腰帯の一部も中国製だった可能性が生まれてくる。

ところで、中国では王朝や時代が下るに従い、材質や個数の制限が崩れていく。日本は、養老衣服令や正倉院御物によって確認したように、材質と個数の制限は連動せず、唐の規定をそのまま受託していないことがわかった。

そのいっぽうで、古墳や古墓から出土する事例も欠失があり、完帯と考えられる例は意外と少ない。そもそも、圧倒的に鈎具や鉞尾を欠失した例が多い。あるいは古墳や古墓の出土例には、一部を故意に欠損し、副葬した可能性も考えられる。

たとえば、器の一部を打ち欠いたり、靴や鎧など片方を副葬したりすることと共通するかもしれない。もしそうならば、古墳や古墓から出土する6個以下の腰帯具は、腰帯の一部を切断し、副葬したと考えられる。たとえば、腰帯具5個が出土した場合、本来12個だった腰帯だが、帯革ごと12個に切断して、5個を副葬したとするよりも、まとめて5個の部分の切断し、副葬したと考えることが妥当である。

とすれば、残された鉞尾などは、本来の官人の象徴や身分の表示といった腰帯として機能を離れ、個人とのつながりを示す「形見」のような存在だったとも考えたい。

#### (4) 集落跡出土の腰帯具

第7表 集落などから出土した腰帯

番号	遺跡名	所在地	腰帯種類	鉸具	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	鉈尾	垂孔
1	武蔵国府間連遺跡 石帯 A	東京都府中市	礮石腰帯	■	■	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	△	△
2	武蔵国府間連遺跡 石帯 B	東京都府中市	礮石腰帯	■	■	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	△	△
3	酒津山 石帯 C	岡山県倉敷市	礮石腰帯	■	■	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	■	■
4	鳥名本田遺跡	茨城県つくば市	礮石腰帯	■	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	■	■
5	三島遺跡	茨城県古河市	礮石腰帯	○	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	■	■
6	小野遺跡	千葉県松戸市	烏油腰帯	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△
7	西富岡向畑遺跡	神奈川県伊勢原市	烏油腰帯	■	○	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	■	■
8	市道遺跡(復元 A) (復元 B)	愛知県豊橋市	金銅製腰帯	■	■	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	■	■

酒津山や武蔵国府間連遺跡ほどではないが、まとまって腰帯具が出土した例がほかにもあり、第7表にまとめた。このなかで「=」は長方形金具を指す。この金具は、丸轆と同じように配置されたと考えられる。

(腰帯具 8 個) 三島遺跡では、9 世紀後半の 6 号住居跡(巡方 2、丸轆 1)と 9 世紀中葉から後葉の 19 号住居跡(鉸具 1、丸轆 2)から同質、同型式の石製腰帯具が、都合 6 個出土した。4 個型配置に失われた丸轆と巡方を 1 個ずつ加えると、8 個の鉸具を配置した腰帯と考えられる。

(腰帯具 10 個) 小野遺跡と西富岡向畑遺跡から、鉸具を 10 個配置した烏油腰帯が出土した。小野遺跡の腰帯は、丸轆の位置に長方形金具が取り、鉸具と鉈尾も共伴する。4 個型配置二揃いの間に長方形金具を 2 個配置し、鉸具 10 個とした。おなじく、西富岡向畑遺跡も 4 個型配置二揃いの間に丸轆 2 個を配置した。

(腰帯具 11 個) 市道遺跡の井戸の埋没土層から 9 個の金銅製鉸具が出土した。やはり丸轆の代わりに長方形金具を用いる。4 個型配置二揃いの間に 3 個の長方形金具を配置し、2 個を欠失しているならば 11 個(復元 A)で構成され、長方形 1 個、巡方 1 個、長方形 1 個の 3 個が 3 セットならば 9 個(復元 B)で構成されたと考えられる。

4 例は、裏金具が伴い、帯革に装着した状態でそれぞれの遺構に埋没したと考えられる。ただし、

古墳や古墓の被葬者のように、腰帯を腰に締めたり、扁平な筒形容器に収納したりといった状態で埋納されたとは考えられない。帯革から切断され、あるいは外され、束になったり、袋に入れられたりという状態で発見されている。

この出土のありかたは、酒津山や武蔵国府間連遺跡の事例とよく共通する。これらは、民間に出回る腰帯具を回収し、都で石製腰帯に再生させて市場へ、あるいは単独の腰帯具として市場へ送り出した人物が、保有した品物だったと考えたい。

ところで、腰帯具が、漆を塗った銅製品であることは、金属一般にみられる交換財としての価値が伴う。また、官人との関連、関係を連想させる。このように考えたとき、一、二個であっても、交換価値や精神的価値は変わることなく、人の手を流転し、竪穴住居の住人に渡ったと考えられる。

初めは二つに分割されたが、つぎにさらに分割され、最後に一、二個となってしまう。だから、三島遺跡のように共通の帯革に付いた石製腰帯具が、同じ集落の別の竪穴住居から出土するといった現象が、発生したと考えたい。このような例は、珍しいことではない。

埼玉県児玉郡上里町中堀遺跡と同県八潮市八條遺跡の事例などでも、少なからず確認できる。同じ竪穴住居跡から出土したならば、2 個が帯革についてままだと断され、その後、埋没したと考えられる。また、同一の竪穴住居跡ではなくても、同

じ集落遺跡ならば、その蓋然性は高い。なお、裏金具が共伴しないならば、帯革から外した、または外れた状態で複数個を保有したと考えたい。

これまで、集落遺跡から出土した腰帯具を検討するとき、官人や官衝とのかかわりで説かれることが多かった。しかし、本来の腰帯を離れ、交換財としての価値へ転換した腰帯具は、金具であったり、綺麗な石であったり、一、二個でも十分、存在意義は大きかったはずである。

また、集落の住人が、官人とかかわりを証す象徴として、利用したことも考えられる。

## まとめ

岡山県の倉敷考古館が所蔵する酒津山の石製腰帯具と、武蔵国府関連遺跡M 34 - SI57 出土のそれは、革帯から外した腰帯具を大量に出土したことで共通する。酒津山は30個、武蔵国府関連遺跡M 34 - SI57は38個のまとまった石製腰帯具である。

酒津山には古墳時代後期の群集墳があることから、古墳に副葬された数条の「石帯」と、酒津山の石製腰帯具は理解されていた。また、台石の出土や近くに鍛冶関連の工房や遺物が出土したことから、武蔵国府関連遺跡M 34 - SI57は、修理工房と報告されていた。

しかし、両者とも資料を細かく検討すると、腰帯から外した多種多様な石製腰帯具を一括して保有（保管）したことまでは分かったが、複数個の腰帯に完全復元できたり、修理の実態を証したりはできなかった。

そこで、この二例は、腰帯の使用者である官人たちや民間から腰帯や腰帯具を回収し、都で石製腰帯に再生させて市場へ、あるいは単独の腰帯具として市場へ送り出した人物が、保有した品物だったと考えた。

これを論証するため、四つの課題を設定し、それを解答する形で論証を試みた。

四つの課題とは、酒津山と武蔵国府関連遺跡の事例が、(1) 石製腰帯具は、いくつの種類、数の帯に付いていたのか。(2) 石製腰帯の修理が可能ならば、地方における生産があったのか。(3) 確実な一掃いかわかる正倉院の御帯と、個数や組み合わせは合致するのか。(4) しばしば、集落遺跡の竅穴住居跡から一、二個出土する例とどのようにかわるのかなどである。

まず、(1) については、二者の石帯腰帯具について詳細に観察し、細かな分類を行った。その結果、酒津山の30個の石製腰帯具は、14類に分類でき、なかでも◎類は13点が同一の帯に付いた腰帯具であることを明らかにした。また、武蔵国府関連遺跡M 34 - SI57の38個の石製腰帯具は、22類に分類でき、最低15本の革帯に付けられた腰帯具であることを明らかにした。

つぎに、(2) については、平安京の生産遺跡二例の紹介と、長屋王家木簡、『竹取物語』、『今昔物語集』などから、石製腰帯の生産者である「帯造り」の検討を行い、都以外の生産は難しかったことを明らかにした。

そのなかで、奈良時代から腰帯の製造や補修は、「要帯師」のもとに組織された「要帯造人」と呼ぶ専門の工人が当たっていたこと、彼らは鋳典司の雑戸であり、のちに内匠寮に組織され、石製腰帯の製造も「腰帯造り」と呼ばれながら実務に当たったことなどを明らかにした。

つまり、金属や石材、烏犀など、帯飾りの材質によって異なった技術者が、加工に関わって腰帯の製作を行ったわけではなかった。他にも琥珀や結鞆、象牙などが、腰帯具の素材として『倭名類聚抄』や六国史にはみられる。多様な素材を巧みに加工し、帯に装着する技量が、「帯造り」には、要求されたのである。

さらに、(3) については、まず現存する東大寺正倉院の腰帯から、腰帯具の個数やその配列を確認し、腰帯具の材質と個数が、唐令と合致しな

いことを確認した。また、中国の出土品も必ずしも材質と個数、そして位階は合致しなかった。

しかし、日本の衣服令に無く、唐令に規定のある鉄製腰帯が、青森県と群馬県の古墳と古墓から出土した。しかも、腰帯具の個数規定も合致することから、大陸や半島の腰帯が、日本にもたらされていたことを明らかにした。

そのうえで鉸具側、および鉈尾側から丸柄1個、巡方2個、丸柄1個を置き、その間を丸柄で充填する4個型配置が、配列の基準だったことを日本の古墳、古墓出土の事例から明らかにした。この配列を基準とし、巡方が1個の3個型配置、3個の5個型配置もみられた。奈良時代から平安時代を通じて、この配列と個数が、金属製、石製にかかわらず確認できたことは重要である。

さいごに(4)については、酒井山や武蔵国府関連遺跡のように、多数の腰帯具が出土した事例と比較検討を行った。そして腰帯が、官人の衣服を離れ、竪穴住居に住む人の手に渡る流転の過程を考察した。

そこには、二つの道があった。ひとつは、武蔵国府関連遺跡のように帯から外され、雑多な腰帯具をまとめて保管(保有)した事例である。これには裏金具が伴わない。もうひとつは、帯革ごと切斷し、裏金具ごと保管(保有)した三島遺跡の事例である。いずれも帯を解体し、そこから腰帯具を外すことに力点がある。

このようにして回収された腰帯具は、都の「腰帯造り」へもたらされたり、市中に出回り、竪穴住居に住む人が手に入れたりしたと考えられる。

#### 註

- 1 石製腰帯具の型式とその変化の方向性を探るための分類は、これまでに述べているのでそちらを参照していただきたい(田中2003)。
- 2 これが度重なる使用で劣化し、脱落や欠損が進み、鉈具の交換となり、一つの帯に異なった鉈具が装着されることとなる。大同2年(807)の彈正台

腰帯具が一、二点、集落遺跡から出土すると、しばしば官衙や官人との関連が強調される。

しかし、延暦15年の彈正台例にあるように、「銅鉈具」も「雜石」も変わらない値段で売買されていたことを忘れてはならない。あまり官衙や官人を強調することなく、むしろ集落や民衆の中に律令官人という社会集団が、溶け込んでいたことを強く認識すべきである。

また、『今昔物語集』にあるように、「帯造り」は都にいて、官人の需要に対応して腰帯の生産を行っていた。だから、地方で腰帯が生産されたとは考えられない。そのいっぽう、多様な腰帯具が、地方で回収されていたことも明らかとなった。

この特殊な手工業製品は、律令官人という社会集団のなかで需要され、その符丁として遺跡に埋没した。しかし、腰帯使用者との社会的な結び付きを表示する価値、金属や磨いた石の価値、集落の中で限られた人物が、この金具を所有する価値などさまざまな理由から、一、二点の腰帯具が流転し、集落遺跡の竪穴住居に住む人物のもとに渡ったのであった。

なお、本稿に当たって、資料の熟覧を快諾いただいた倉敷考古館、府中市教育委員会には、厚くお礼を申し上げます。また、以下の方々にも資料の熟覧に便宜を図っていただいた。芳名の記載をもって、お礼に替えさせていただきます。

荒井健治・江口桂・木村泰彦・中川あや・伴裕子・平尾正幸・松村恵司・三輪孝幸・倉敷考古館・府中市教育委員会

例に銅鉈具が、「動易・剥落」とある(『日本後紀』

二〇 嵯峨天皇 弘仁元年(810)9月乙丑条)。

- 3 ただし、巡方と丸柄、および鉈尾は、大きさやバランスを考慮することで(ア)および(イ)が共通であるならば、同一の帯に付けられていたと判断した。なお、巡方の横幅と鉈尾の縦幅、つまり革帯の幅と一致するが、丸柄の横幅は、巡方の縦長さとは、

必ずしも一致しない。

- 4 東大寺正倉院南倉 119 の唐古楽革帯第 17 号は、両者を配列する。鉸具側、鉈尾側の 2 個の鉈具は、丸轆、巡方とも表金具に垂孔があるが、帯革を貫通せず、裏金具に垂孔はない。これは、垂孔消滅への過渡的形態であり、のちに、石製の丸轆や巡方の孔が、無くなる方向へ進む萌芽と考えられる。

なお、東大寺正倉院に残る中倉 122 の斑犀帯残欠は、斑犀角製の丸轆 3 個である。1 個は垂孔が開き、2 個は垂孔がない。大きさが不揃いであるが、事例の一つとした。

- 5 この個は、「粗さ標準片」を用いて測った。

- 6 脇本氏が、鉈尾と報告された 1、2 は、山形と呼ぶ金具である。山形は、裾の広がる蒲筥型の飾り具であり、丸轆の一形式である。『倭名類聚抄』によると「櫛上」に相当する。

大阪府南河内郡太子町の伽山古墳から出土した銀装腰帯の復元では、銀製の山形金具が、丸轆の位置に配列されている。古い段階（金属製）でも鉈尾は、長さが、縦幅を上回ることはない。また、次第に長大化することから、酒津山の 2 個は、山形と判断した。

- 7 石の種類は、荒井の報告に基づくが一部異なる。また、以下の記述では、調査報告書（荒井 1999）の挿図番号を用いた。

- 8 グループ A は、「①黒色の光沢をもつが、磨かれない面については、泥岩的な感じを有するものと、②濃緑色の地色に黒味がかかった縞模様を有し（中略）きわめて硬質な石材、③白色のチャート質のもの」、グループ B は、「④大理石に近い白色地に黒い斑個状の模様を有し、非常にしろい」とされている。

調査報告書の第 5 表から第 7 表にかけて掲載された一覧表には、①は黒色泥岩、②は蛇紋岩、③は表記無し、④は石英閃緑岩とされるが、①は石製腰帯具の石材として一般的で中世以降、盛んに石硯にも使われた黒色粘板岩、③はチャート、④は「非常にしろい」ことから凝灰岩と考えておきたい。

- 9 この 38 個のうち、石英閃緑岩の〔⑤類と⑥類と⑧類〕は巡方 6 個、山形 1 個、鉈尾 1 個の 8 個が同一帯を構成していた。また、黒色泥岩の〔④類と⑨類と⑩類と⑪類と⑫類〕は、巡方 1、丸轆 5 個、鉈尾 1 個の 7 個から構成されていた。

なお、チャートの①類、黒色泥岩の③類、④類、⑤類、⑥類、⑧類は、確実に一個のみである。

- 10 「石材によって分離され、袋等に入れられていたような状態で出土しており、（中略）銅線が残っていたことから、帯から何らかの要因ではずれた（ないし、はずされた）ものを集め」られ、その要因は、「一つの可能性としては石鉈の修理工房が考えられ」と記されている（荒井 1999）。

- 11 なお、(1) では要帯造人 7 人と仕丁 1 人の 8 人が 1 斗 6 升の米の支給を受けたが、(5) では、要帯師 2 人と「奈閉」作り 1 人が 6 升の米の支給を受けた。どちらも日当たり一人 2 升の支給であった。

- 12 「竹取物語」には、「白銀を根とし、黄金を茎とし、白き玉を実として立てる木」（堀内 1997）とある。「蓬莱の玉の枝」の技術は、裏金を銀の板金で造り、銀や銅の針金で帯革に緊結し、白玉の表金具を作る白玉腰帯そのものである。秘密の工房は「人寄り来まじき家を作りて、かまとを三重にしこめて」とあり、内田順子氏によると「垣を三重にしこめて」であるとされ、三重の垣で隠したということらしい（内田 1996）

- 13 延暦 15 年（799）、彈正台は、「例」のなかで官人たちが、これまで雄石腰帯や飾り太刀、薫木の鞍橋、北方世界の独犴（ラッコ）やアシカ、ヒグマなどの毛皮などを売買することを禁じていた。

しかし、雄石腰帯は生産者も多く、値段も鋳造品と同じであるため、今後、毛皮などとともに売買が許された。また、鋳銭に充てる原料銅の確保を図り、市場を操作したとも考えられる。

その後、大同 2 年（807）、平城天皇の復古政策で雄石腰帯は、烏油腰帯に戻される。しかし、弘仁の変によって嵯峨天皇の政權となると、弘仁元年（811）、雄石腰帯にふたたび変更となった（『日本後紀』二十 嵯峨天皇 弘仁元年九月乙丑条。）。

- 14 ここでは、古墳時代の勾玉や石鐙の生産にかかわる「玉造」と区別することから、養老職員令にある「玉作」を用いることとした。

- 15 モース硬度 6.5 から 7.5 と硬いことから、粉末状の研磨剤「金剛砂」として生産され、紙やすりに利用されていた。なお、大阪府南河内郡太子町は、斐太の見出した金剛砂のふるさとされている。



16 もうひとつ、第26巻第12語も能登国の海岸が舞台となった腰帯にかかわる話である。同国風至郡の「風至の孫」が、浜辺で通天文の犀角帯を手に入れた。それが国守を經由し、いまは関白の下にあるという話である。

この犀角帯の発見の契機も興味深い。風至郡の海岸を襲った「百尺ばかり」の高潮、つまり津波で浜辺に流れ着いたからである。「浪の寄せつる浜際近く」で風至の孫は、円形の漆塗り箱を拾った。中を開けてみると、「通天の犀のえもいはずめでたき帯（通天文犀角帯）」が入っていたという。

こまかなところは異なるが、功德を積み、神仏を厚く信仰した国守や郡の有力者には、海の彼方から自然（神）の力で犀角の帯が流れ着いたのである。彼らは、「あさましき徳人」となり、国を益々豊かにしたという。

17 山口県萩市見島のジーコンボ56号墳出土石帯

は、石製腰帯具と銀の真金が残る。

18 銅線のほかに鉄線（410・411・416）もある。

19 資料テキストは、『正倉院寶物』（宮内庁1994）を参考とした。このほか南倉141の第1号鈎具33個、第2号丸鞘246個、第3号巡方147個、第4号草付金具8片（丸鞘3個、巡方8個）、第5号鉈尾20個、第6号変形金具18個の残欠がみられる。

20 この帯については、斑犀鈎具の欠失が見込まれるので、本来12個の可能性もある。なお、中倉89の斑犀帯（残欠）や北倉6の斑貝鞆御帯残欠などがほかにもあるが、腰帯を復元できるほどの資料は残されていない。

21 鈎具と鉈尾まで揃うのは、本郷的場D号墳（14）、八幡1号墳（15）、北側1号墳（16）、伽山古墳（25）の4例である。

#### 引用・参考文献

- 秋田市教育委員会 1986 「湯ノ沢F遺跡」『秋田市新都市開発整備事業関係埋蔵文化財発掘調査報告書』
- 秋山浩三 2002 「大阪府の鈎帯」『鈎帯をめぐる諸問題』奈良文化財研究所
- 荒井健治 1999 「武蔵国府関連遺跡556次」『府中市埋蔵文化財調査報告書第23集』府中市教育委員会・府中市遺跡調査会
- 安中市教育委員会 2002 「北川古墳」『安中市史』第4巻 原始古代中世資料編 安中市史刊行委員会
- 飯沼清子 1992 「源氏物語の装身具-三筋の石帯-」『源氏物語講座』7 美の世界・雅びの継承 勉誠社
- 伊藤文三 1988 「新羅渤海時代の鈎帯金具」『法政史学』第40号 法政大学史学会
- 茨城県教育財団 2021 『島名本田遺跡』茨城県教育財団文化財調査報告454集
- 内田順子 1996 「偽玉の枝作りの工房-『竹取物語』の本文と解釈」『国語国文』京都大学文学部国語学国文学研究室編 中央図書出版社
- 氏家典和 1980 「古墳時代と亀井横穴古墳」『松山町史』
- 大阪府教育委員会 1990 『土師の里遺跡 盾塚・珠金塚・鞍塚古墳他発掘調査概要』
- 大阪府教育委員会 1982 『伽山遺跡発掘調査概要Ⅱ』
- かながわ考古学財団 2014 『西富岡向畑遺跡Ⅰ』かながわ考古学財団298集
- 岸和田市 1979 『岸和田市史』第1巻
- 京都府 1920 『京都府史蹟勝地調査会報告』第2冊
- 宮内庁正倉院事務所（編）1994・95・96 『正倉院寶物』1（北倉Ⅰ）、5（中倉Ⅱ）、8（南倉Ⅱ）毎日新聞社
- 群馬県史編纂室 1981 『群馬県史』資料編3
- 群馬県埋蔵文化財調査事業団 1990 『本郷的場古墳群』
- 江津市教育委員会 1973 『波来浜遺跡発掘調査報告書』
- 当麻町教育委員会 1982 『的場池古墳群』
- 高崎市教育委員会 1989 『八幡遺跡』高崎市文化財調査報告書 第91集
- 高槻市教育委員会 1985 『昭和56・57・58年度高槻市文化財年報』

- 千葉県文化財センター 1996 『県内出土青銅製品の集成』『研究紀要』17号
- 田中広明 2003 『地方の豪族と古代の官人』柏書房
- 田中広明 2010 『腰帯をつけた蝦夷』『北方世界の考古学』すいれん舎
- 田中広明 2018 『東北地方北部出土の石帯とその背景』『尾駁の駒・牧の背景を探る』六ヶ所村「尾駁の牧」歴史研究会 六一書房
- 帝室博物館 1937 『天平地寶』
- 東北学院大学 1972 『鳥矢崎古墳群発掘調査概報』『温故』
- 豊橋市教育委員会 1996 『市道遺跡(1)』豊橋市埋蔵文化財調査報告書第20集
- 中川あや 2002 『中国出土の腰帯具』『鈐帯をめぐる諸問題』奈良文化財研究所
- 奈良県教育委員会 1955 『奈良県史跡名勝天然記念物調査抄報』5
- 奈良県立橿原考古学研究所 1995 『久安寺モッテン遺跡』
- 奈良国立文化財研究所 2002 『鈐帯をめぐる諸問題』
- 奈良修介ほか 1961 『秋田県南秋田郡五条目町岩野山古墳』『秋田考古学』第19号
- 八戸市教育委員会 2002 『丹後平古墳群』八戸市新都市区域埋蔵文化財発掘調査報告書第13集
- 平尾正幸 2002 『平安京の石鈐生産』『鈐帯をめぐる諸問題』奈良文化財研究所
- 広島市教育委員会 1984 『九郎杖遺跡・権地遺跡発掘調査報告書』
- 深沢敦仁 2004 『多田山古墳群・今井三騎堂遺跡・今井見切塚遺跡』古墳時代編 群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 藤岡孝司 2002 『広島県・岡山県の鈐帯』『鈐帯をめぐる諸問題』奈良文化財研究所
- 富士市教育委員会 1983 『西平第1号古墳』
- 堀内秀晃(校注) 1997 『竹取物語』『伊勢物語』新日本古典文学大系17 岩波書店
- 本庄市教育委員会 1997 『旭・小島古墳群 開拓1号墳』
- 松戸市遺跡調査会 1999 『小野—小野遺跡第1地点発掘調査報告』
- 三輪孝幸 2020 『三輪遺跡』県営畑地帯総合整備事業尾崎北部地区に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書4 古河市埋蔵文化財調査報告書第19集 古河市教育委員会・日本窯業史研究所
- 村川行弘 1979 『親王塚・親王寺所蔵遺物の再検討』『考古学雑誌』第65巻第3号
- 山口県教育委員会 1964 『見島総合学術調査発掘調査報告書』
- 山口県文化財愛護協会 1983 『見島ジーコンボ古墳群』
- 米沢市教育委員会 1976 『米沢市八幡原中核工業団地造成予定地内埋蔵文化財調査報告書』第2集
- 脇本裕 1981 『倉敷市酒津山出土の石帯』『倉敷考古館研究集報』第16号 財団法人倉敷考古館

研究紀要 第37号

2023

令和5年3月10日 印刷

令和5年3月17日 発行

発行 公益財団法人 埼玉県埋蔵文化財調査事業団

〒369-0108 熊谷市船木台4丁目4番地1

<https://www.saimaibun.or.jp>

電話 0493-39-3955

印刷 関東図書株式会社